令和８年

寒河江市農業委員会第１０回総会会議録

寒　河　江　市　農　業　委　員　会

寒河江市農業委員会
第１０回総会

日　時　令和８年９月２５日（金）午前９時００分
会　場　寒河江市中央公民館　２階　　第２研修室

出席委員

１番　後　藤　孝　好	２番　安孫子　　智	３番　髙　橋　憲　明
４番　西　尾　沙　織	５番　眞　木　早百合	６番　鈴　木　浩　之
７番　郷　野　富司男	８番　五十嵐　博　志	９番　鬼　海　和　幸
１０番　山　田　和　義	１１番　原　田　義　人	１２番　氏　家　理　香
１３番　熊　坂　省　吾	１４番　芳　賀　孝　博	１５番　大　泉　孝　彦
１６番　布　施　功　子	１７番　芳　賀　　宏	１８番　木　村　三　紀

事務局

事務局長補佐（総括）	佐　藤　陽　一	事務局長補佐（農地担当）	日下部　靖　広
農地係主任	芳　賀　遼太郎	農地係主事	鈴　木　　颯
総務係主任	清　野　　倫		

報告事項

（１）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
（２）工事進捗状況報告書について
（３）農地の現況変更について
（４）農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第４条第１項但書き）農地の用途変更について
（５）農地の転用事実に関する照会について

議事

（１）議第３５号　農地法第３条の規定による許可処分について
（２）議第３６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について
（３）議第３７号　非農地証明願の審議について

（４）議第３８号　地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について

（５）議第３９号　寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について

開会　午前　９時１０分

木村議長　　それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第１０回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数１８名中、出席委員１８名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長　　次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長　　それでは、７番郷野委員、９番鬼海委員にお願いします。

木村議長　　次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長　　次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長　　ただいまの報告について質問はございませんか。

（発言なし）

木村議長　　質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　ありません。

木村議長　　それでは、早速議事に入ります。

議第３５号から議第３９号までの議案について、一括上程します。

（１）議第３５号「農地法第３条の規定による許可処分について」

（２）議第３６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」

（３）議第３７号「非農地証明願の審議について」

（４）議第３８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」

（５）議第３９号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」

以上、議第３５号から議第３９号まで、一括上程いたします。

木村議長　　ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。芳賀会長職務代理者、報告をお願いします。

芳賀会長職務代理者　はい、議長。

木村議長　　はい、芳賀会長職務代理者。

芳賀会長職務代理者　１７番、芳賀です。

芳賀会長職務代理者　去る９月１７日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件３件を審査しました。なお、公用車の手配が付かないこともあり、個別に現地調査を行いました。

議第３７号「非農地証明願の審議について」順位１１番、白岩地区の案件です。申請地は、白岩、楯地区内にある土地で、平成１７年頃から耕作を中止し、以後放置した結果、雑木・雑草が繁茂し原野となっており、非農地と判断できる場所でした。

順位１２番、高松地区の案件です。申請地は、谷沢、平野山にある土地で、平成２年３月、積雪によりブドウ棚が崩壊したため、栽培を断念し、現在に至っているとのことで、地区委員等の現地調査により非農地と判断できる場所とのことでした。

順位１３番、白岩地区の案件です。申請地は、幸生、明前にある土地で、父親が亡くなった後、耕作しなくなったことにより、２０年以上経過し、原野化しているとのことで、地区委員等の現地調査により非農地と判断できる場所とのことでした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上でありますが、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長　ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については３０分程度としまして、９時４５分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩　午前　９時２２分

再開　午前　９時４６分

木村議長　　それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第３５号「農地法第３条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、髙橋委員、お願いします。

髙橋委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、髙橋委員。

髙橋委員　　３番、髙橋です。

議第３５号「農地法第３条の規定による許可処分について」、５ページになります。順位５９番。

（議案書順位５９番朗読）

場所ですがタブレットで最初の位置図になります。場所は柴橋小学校から中郷の方に向かいまして、此の木橋を渡って左側の園地になるんですけども、ちょっとした高台になっています。

続きまして、順位６０番。

（議案書順位６０番朗読）

場所は、先ほどの場所から中郷へ行く道路を右に曲がりまして、途中から山の方に入っていく園地となっています。山の方に入っていってすぐ左側の整備された農地になります。

順位５９番、６０番について、９月１４日に柴橋地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員全員で現地調査を行いました。

両園地ともに適正に管理されておりまして、申請どおりの内容であれば問題はなく、本日の地区審査、事前審査会でも意義ありませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、熊坂委員、お願いします。

熊坂委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、熊坂委員。

熊坂委員　　１３番、熊坂です。

順位６１番。

（議案書順位６１番朗読）

こちらの案件について、９月１３日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。場所については、タブレットの位置図２ページをご覧ください。清助新田、龍泉寺の東側になります。事由のとおり、父から子、後継者への生前贈与であり、現地も適切に管理されており、問題ないと判断しました。地区審査でも意義はありませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位５９番、６０番、６１番は、農地法第３条調査書に基づく調査の結果、農地法第３条第２項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

木村議長　　ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。
議第３５号「農地法第３条の規定による許可処分について」許可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成ですので、議第３５号は許可と決定いたしました。
次に、議第３６号「農地法第５条第１項の規定による許可

申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、氏家委員。

氏家委員　　１２番、氏家です。

議第３６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、７ページをご覧ください。順位２１番。

（議案書順位２１番朗読）

こちらの案件ですが、地図がタブレットの３ページの地図になります。所在地は、ヤマザワ寒河江プラザ店の交差点を北の方角に曲がり、田村クリニックの道路を挟んだ斜め向かいの畑になります。９月１２日寒河江・南部地区の農業委員、推進委員とで現地を確認してまいりました。地図を見てもわかりますとおり、住宅に囲まれており、一部家庭菜園として利用されている休耕地になっておりましたが、２区画の宅地分譲用敷地ということで、申請どおりであれば特に問題はないと判断してまいりました。本日の地区審査でも意議ございませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位２１番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。

議第３６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、許可相当として、県知事に意見を送付することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成ですので、議第３６号は許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第３７号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、高松・醍醐地区、熊坂委員、お願いします。

熊坂委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、熊坂委員。

熊坂委員　　１３番、熊坂です。

議第３７号「非農地証明願の審議について」、９ページをご覧ください。順位１２番。

（議案書順位１２番朗読）

所在地について、位置図５ページ、６ページをご覧ください。米沢地区より西へ平野山を上った奥まったところにあり、当該地は傾斜地となっています。９月１３日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。事前審査会では山手ということもあり、現地調査を行いませんでした。事由にもあるとおり積雪によりブドウ棚が崩壊したため、栽培を断念し現在に至っておりまして、非農地と判断しました。地区審査でも意義ありませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、眞木委員。

眞木委員　　５番、眞木です。
同じく９ページをご覧ください。順位１１番。

（議案書順位１１番朗読）

順位１１番について、９月１４日、白岩地区の農業委員・推進委員全員で現地を確認してまいりました。場所は、県道２８６号線を田代方面へ３００ｍほど行ったところにある佐藤自動車整備工場の隣にある小さな農地です。事由にありましたとおり、２０年以上放置した結果、雑草が繁茂し原野となっているというそのとおりでありました。特に周辺への影響もないと思われます。地区審査においても意義ございませんでした。
続きまして、順位１３番。

（議案書順位１３番朗読）

こちらはタブレットの７番の地図になります。１３番につきまして、同じく９月１４日、白岩地区の農業委員・推進委員全員で現地を確認してきました。場所は国道４５８号を上っていき明前の細い山道を上ったところにありますが、原野化しているため下から眺めての確認となりました。こちらも事由にあるとおり原野となっておりました。周辺に農地はありますが、長い間原野の状態でしたので、特に問題ないと判断いたしました。地区審査でも意義ございませんでした。
以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　特にありません。

木村議長　　はい。

この非農地証明の事案について、事前審査会でいろんな話が出たということでありますけれども、参考のためによければどういった意見が出たか、眞木委員。

眞木委員　　はい。

谷沢地区のブドウ棚の案件に関してなんですが、ブドウ棚がそのまま耕作放棄地、非農地として認められてしまうと、いろいろなものが埋まったままでよろしいのでしょうかという話があがりました。けれども、今からそこを一生懸命きれいにしたところで誰も作る人もいないので、申し訳ないのですが負の遺産ということで処理するしかないのではないかという話になったところであります。

木村議長　　今後こういった事案というのは結構増えてくると思います。先般、農地パトロールした時点で、そういった耕作放棄地がだいぶあるなと見ております。管内で耕作放棄地がないのは三泉地区くらいですからね。三泉地区は耕作放棄地がゼロだと前から伺っておりますけれども、今後もそういった状況を守っていただければ幸いであります。

この件について何か皆さんからご意見ございませんか。

山田委員　　はい。

木村議長　　はい、どうぞ。

山田委員　　ブドウ棚といえば、前にも、遊休農地といいますか、八鍬東の村山の方が作っているブドウ畑なのですが、２年前頃にきれいになって、ショベルできれいにしてるなと思って復耕するのかと、私の畑が隣にあるので見ていたのですが、去年からまた雑草などで荒れ始めて、今年の雪が降ると、棚面が選定もなされてないので。前からの案件で、隣の田んぼを作っている方からも苦情がきていて「草を刈ってほしい」と。そういった前からの案件、特にブドウ棚というと障害物も出てきますので。

木村議長　　その場所は、チェリーランドの反対側、南側。

山田委員　　正面の方ですね。

木村議長　　それは村山の人でしたか。朝日町の人ではなかったでしょうか。移ったのでしょうか、村山の人に。朝日町の人であったかと、持ち主が。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　この方は村山市に住んでおり、折りを見て電話なり、文書を差し上げたいと思います。

木村議長　　はい。わかりました。今後も見守っていただければ幸いです。

他に意見がなければ、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

議第３７号「非農地証明願の審議について」非農地と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成ですので、議第３７号は非農地と決定しました。

次に、議第３８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、髙橋委員、お願いします。

髙橋委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、髙橋委員。

髙橋委員　　３番、髙橋です。

議第３８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、１１ページをご覧ください。順位８番。

（議案書順位８番朗読）

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、熊坂委員、お願いします。

熊坂委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、熊坂委員。

熊坂委員　　１３番、熊坂です。
同じく１１ページをご覧ください。順位９番。

（議案書順位９番朗読）

こちらについて、先ほどの議第３７号「非農地証明願の審議について」の順位１２番になります。非農地のため地域計画から除外するもので問題ありません。地区審査でも意義ありませんでした。
以上です。

木村議長　　ありがとうございました。
続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、眞木委員。

眞木委員　　５番、眞木です。
同じく１１ページをご覧ください。順位１０番。

（議案書順位１０番朗読）

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位８番は住宅建築への転用申請が予定されており、住宅に囲まれている農地であり、転用目的を考慮するとやむを得ないと考えます。

順位９番と１０番は、非農地、原野にするための申請となります。先ほど非農地証明願で出てきた案件になります。中山間地域にある農地でやむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。

議第３８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成（賛成多数）ですので、議第３８号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

次に、議第３９号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審

査の結果の報告をお願いします。

高松地区、熊坂委員、お願いします。

熊坂委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、熊坂委員。

熊坂委員　　１３番、熊坂です。

議第３９号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、１６ページをご覧ください。順位３番。

（議案書順位３番朗読）

タブレットの位置図１１ページから１３ページをご覧ください。議案書では１７ページから１９ページになります。所在地は陵西中学校東側道路を南へ進み、国道１１２号を横断して５０ｍほど進んだところの右手側の一体となります。こちらについて、先月の総会において非農地となった場所であり、農振からの除外について問題ないと考えます。地区審査においても意義ありませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位３番は、一般社団法人西村山建設業協会が土質改良施設の整備を行う計画となっております。すでに５月には地域計画から除外し、先月８月には非農地としており、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。

議第３９号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成（賛成多数）ですので、議第３９号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

木村議長　　これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会　午前１０時１９分

令和８年９月２５日

第１０回総会　　議　　長　木　村　三　紀

議事録署名委員　　７番委員　郷　野　富　司　男

議事録署名委員　　９番委員　鬼　海　和　幸